

ふるさと多賀城・応援寄附指定返礼品の
取扱いを希望される事業者の皆様へ

ふるさと多賀城・応援寄附指定返礼品の取扱事業者の要件 及び返礼品（地場産品）の基準について

多賀城市では、ふるさと多賀城・応援寄附指定返礼品の取扱事業者の要件及び返礼品（地場産品）について、次のとおり定めています。

取扱事業者（すべての要件を満たす事業者が対象です。）

- ① 多賀城市内に事業所（店舗、工場等）を有し、事業を営んでいる法人
又は個人事業主
- ② 市税などを納付する義務を有する者については滞納していない者
- ③ 事業者、事業者の役員又は事業者の法定代理人が、多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者
- ④ 酒を扱う場合（酒を含む組み合わせ商品の場合も含む。）は酒販免許を取得している者

返礼品（地場産品）

ふるさと多賀城・応援寄附指定返礼品の申込要件である「地場産品」の基準については、平成31年度総務省告示第179号第5条第1～9号に基づき、取り扱うこととしています。

詳しくは、次の具体例を参考にしてください。

① 多賀城市内において生産されたもの

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
多賀城市で生産された米	他市町村で生産されて、多賀城市で売られている米

② 多賀城市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

つまり、多賀城市内で製造された原材料を「半分以上を一定程度以上上回る割合」使用して多賀城市外で製造されたものということになります。

ここでいう「半分以上を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から示された例を参考に慎重に判断します。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりませんので、あらかじめご了承ください。

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
多賀城市内で生産された米を100%使用して、多賀城市外で醸造した地酒	製造に用いる牛乳のうち、多賀城市内で生産された牛乳を約1割使用した、多賀城市外で製造したアイスクリーム
原材料の果物のうち、9割以上を多賀城市内で生産された果物を使用して製造されたジュース	スチール缶の原材料となる鉄を多賀城市で製造し、そのスチール缶を使用したビール

③ 多賀城市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

ここでいう「半分以上を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から具体的な指針が示されておらず、国から示された例を参考に慎重に判断します。

なお、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりませんので、あらかじめご了承ください。

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、次のとおり示されています。

（参考）

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること・改装
- ・ 仕分け・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
多賀城市内の事業者が多賀城市外で生産された原材料を使用し、多賀城市内で加工、品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの	海外で生産し、多賀城市内の事業者が検品を行っているラジオ
多賀城市外で生産された豚肉を、多賀城市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品	多賀城市外で生産されたビールに、多賀城市オリジナルのシールを貼ったもの

- ④ 多賀城市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
多賀城市を含む複数の市町村を管轄するJAに多賀城市内で生産された米を出荷し、当該JAが多賀城市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの	多賀城市内で生産されたものと、多賀城市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

- ⑤ 多賀城市の広報の目的で生産された多賀城市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から多賀城市の独自の返礼品等であることが明白なもの

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
多賀城市観光協会キャラクター「たがもん」グッズ	多賀城市外で生産されたビールに、「たがもん」のシールを貼ったもの
多賀城市をPRするためのオリジナルのポストカード	多賀城市出身者であるパティシエが多賀城市外で製造する洋菓子

- ⑥ 前「①」から「⑤」に該当する返礼品等と当該返礼品等の間に関連性があるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの
 当該返礼品が「主要な部分」と言えるかどうかについては、提供されるものの全体の一般的な価格のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該返礼品であること等により判断します。

ここでいう「半分以上を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から具体的な指針が示されておらず、国から示された例を参考に慎重に判断します。

なお、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりませんので、あらかじめご了承ください。

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
多賀城市内で生産したそば（2,000円相当）と多賀城市外で製造されたそばつゆ（600円相当）のセット品 【理由】セット品の主要な部分であるそばが、上記①～⑤の地場産品基準に該当し、そばとそばつゆも関連性があるため。	多賀城市内で生産された米と、多賀城市外で生産されたタオルのセット品 【理由】セット品の米とタオルは関連性がないため。
多賀城市で製造された味噌（5,000円）と多賀城市外で製造された醤油（1,000円）のセット品 【理由】セット品の主要な部分である味噌が、上記①～⑤の地場産品に該当し、味噌と醤油も関連性があるため。	多賀城市内で生産された牛たんと、多賀城市外で製造されたビールのセット品 【理由】セット品の主要な部分である牛たんは地場産品基準に該当するが、牛たんとビールは関連性がないため。

⑦ 多賀城市内において提供される役務（サービス）その他これに準ずるものであって、当該役務（サービス）の主要な部分が相当程度関連性があるもの

「その他これに準ずるもの」とは、サービスのほとんどが多賀城市内において提供されるが、サービスの一部が多賀城市外で提供される場合等を指し、多賀城市を訪れて、多賀城市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンはこれに該当します。

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
多賀城市内の飲食店での食事付き多賀城市内の史跡をめぐるツアー旅行	多賀城市内で生産された米を扱う多賀城市外の飲食店で使用できるグルメポイント 【理由】多賀城市外の飲食店は対象外で、かつ、グルメポイントは金銭類似性が高いため。
多賀城市内の店舗での飲食券 【注意】単に多賀城市内に店舗があるだけではなく、提供されるサービス（料理等）が多賀城市に相当程度関連性がある場合に限る。	多賀城市で旅館を営んでいる事業者が、多賀城市外で営んでいる店舗で使用可能な食事券

⑧ 次のいずれかに該当する返礼品等であること

地場産品については、単独の市町村のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市町村が区域を越えた一定の圏域において他の市町村と合同で取り扱うものもあるため、こうした地域における実情を踏まえ、近隣の市町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を想定したものです。したがって、他の市町村の同意なく、当該他の市町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しません。

イ 多賀城市が近隣の市町村と共同で前①から⑦のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化または住民生活等において密接な関係を有する市町村を基本として、これに該当するか否かについて、関係市町村において、地域の実情を踏まえて判断します。

◎地場産品に該当するもの（例）	×地場産品に該当しないもの（例）
近隣の複数の市町村が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を当該複数の市町村が共通して取り扱うもの	生産している市町村の同意を得ずに提供している、多賀城市外で生産された県の重要無形文化財である絹織物

- ロ 宮城県が多賀城市を含む県内の複数の市町村と連携し、当該する市町村の区域内において前①から⑦のいずれかに該当するものを県及び当該市町村の共通の返礼品とするもの

◎地場産品に該当するもの（例）
県内全域の特産物について、県が音頭を取って、県内全市町村と連携し、県全体の特産品として、共通の返礼品として取り扱うもの

※現在、宮城県において、この取り扱いはありません。

- ハ 宮城県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの

「認定を受けたものを当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、県による認定を受けたものであれば、認定を受けた区域内のすべての市町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、県に認定されたものを取り扱う事業者が一部の市町村にのみ存在しているような場合においても柔軟に対応できるようにするためです。

<宮城県が認定するもの>

No.	地域資源の名称	内容	認定期間
1	宮城伝統こけし	「鳴子こけし」「遠刈田こけし」「弥次郎こけし」「作並こけし」「肘折こけし」の5系統のいずれかに該当するこけし	令和2年 4月1日～ 令和3年 9月30日
2	金華さば	当該地域資源そのもの又はそれを主原料とする製品 ※金華ものブランド化事業推進委員会が定める「金華さば」ブランド基準を満たしている製品	令和3年 4月1日～ 令和4年 9月30日
3	ふかひれ	宮城県産のふかひれ又はそれを主原料とする製品	
4	ホヤ	宮城県産のほや又はそれを主原料とする製品	
5	笹かまぼこ	宮城県内で製造された笹かまぼこ	
6	みやぎサーモン	当該地域資源そのもの又はそれを主原料とする製品	令和3年 4月1日～ 令和4年 9月30日
7	仙台味噌	宮城県内で製造された仙台味噌	令和4年 9月30日

<活用条件>

- 1 当該地域資源を生産していない団体が返礼品として取り扱う場合は、自地域の地場産品と組み合わせてのみ取り扱うこと。
- 2 当該地域資源については、ふるさと納税ポータルサイト等で生産地を表示すること。

- ⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらの類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた①から⑧のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

災害により、多賀城市内の生産者が他地域に避難している状況が継続している場合等、返礼品等の提供をきっかけに、多賀城市の特産品の生産の再開への支援を呼び掛ける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を多賀城市の返礼品等として取り扱うことが考えられます。

「災害」の範囲については特に限定はされていませんが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定しています。

なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しません。

その他

- ・ 飲食物にあつては、寄附者に到着後3日以上の消費期限が保証されているもの
- ・ 次のア～オのいずれにも該当しないものであること。
 - ア 各種法令等に違反する恐れのあるもの
 - イ 第三者に対し迷惑を及ぼし、又は権利を侵害する恐れのあるもの
 - ウ 政治性、宗教性のあるもの
 - エ 金銭類似性の高いもの
 - オ 資産性の高いもの

お問合せ

多賀城市都市産業部産業振興課商工係
電話:022-368-1141 内線 441、442
ファクス:022-368-9069
e-mail:shoko@city.tagajo.miyagi.jp